解説

独立行政法人日本学生支援機構

### 返還について

ています。 資資金、及び財投機関債の発行を主な財源として成り立っ の奨学金として循環運用されています。 奨学金は、先輩奨学生からの返還金と国の予算、財政融 先輩奨学生からの返還金は、直ちに後輩奨学生

還することが重要です。 りが、このような制度の仕組みを理解し、責任を持って返 に重大な支障を来すことになりますので、 返還金が順調に回収されないと、今後の奨学生採用計画 奨学生一人ひと

奨学金の返還は、卒業後、 郵便局、 銀行、 信用金庫又は

> から後輩へ引き継ぐという意味で「リレー口座」と呼んで ります。返還回数は貸与総額により決定します。 の半額が月賦、残りの半額が半年賦)で返還することにな 労働金庫の預・貯金口座からの自動引落しにより行 います。原則として月賦又は月賦・半年賦併用(貸与総額 日本学生支援機構ではこの返還方法を、 奨学金を先輩 いま

> > 32

日本学生支援機構債券の利率を基準として定められる利率 業後の利率は年三%を上限とし、財政融資資金の金利及び 種奨学金(きぼう11プラン)は在学期間中は無利息で、 額に応じた返還回数により元金を均等に返還します。第二 金(きぼう21プラン)があります。第一種奨学金は貸与総 奨学金には無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学

還回数により元利均等で返還します。 に変動する、 特例利率制となります。貸与総額に応じた返

獣医学課程の増額貸与部分、入学時特別増額貸与奨学金の 利率は年一・五% なお、法科大学院及び私立大学の医・歯学課程及び薬・ (平成一六年度採用者)の固定制です。

る割賦金(利息を除く)の額に対し、延滞した日数に応じ 五%の割合を乗じた金額を延滞金として加算します。 し、延滞した期間が六か月を超えるごとに、六か月につき 第一種奨学金(無利息)は延滞している割賦金の額に対 奨学金の返還を延滞したときは、延滞金を賦課します。 第二種奨学金 (きぼう21プラン)(利息付) は延滞してい

年一〇%の割合を乗じた金額を延滞金として加算します。

### 特集・育英奨学事業 延滞処置

返還金を延滞すると、本人、連帯保証人、保証人に文書

的手続を執ります。 がない場合は、期限の利益を剥奪し、支払督促申立等の法 や電話、あるいは訪問による督促をします。それでも返還

証機関が機構に返済をします。 にその分の返済を請求します。 なお、機関保証を選択した場合は、返還を延滞すると保 その後、 保証機関より本人

### 返還猶予

学金の返還を猶予することがあります。 奨学生であった者が次に該当する場合、 願い出により奨

- (一) 学校等に在学するとき。
- $\stackrel{\frown}{=}$ 病気や失業等によって返還が困難となったとき。

## 返還免除制度

育・研究職によるもの、三、平成一六年度四月以降採用者 が対象となる「特に優れた業績による免除」があります。 返還免除には、 一、死亡・ 心身障害によるもの、

### · 育英奨学事業 死亡・心身障害免除

返還を免除する制度。 返還ができなくなったとき、返還未済額の全部又は一部の 奨学生又は奨学生であった者が死亡又は心身障害のため

(一) 死亡免除の場合

返還未済額の全額を免除する。

(二) 心身障害の場合

決定する。 障害の状態に応じて一級及び二級に分類して、 免除額を

ア. 一級:「労働力の喪失」に該当する場合は、 額の全部の額 返還未済

イ.二級:「労働力の高度の制限」に該当する場合は、 還未済額の四分の三に相当する額以内の額。 返

# 二 教育又は研究の職に係る返還免除

(一) 第一種奨学生であった者が教育又は研究の職に一定 によって、その第一種奨学金の全部又は一部の返還を免 期間在職した場合、 除する制度。 下記の条件を満たしていれば願い出

> 廃止となった。 の制度は廃止、及び平成一六年四月以降の採用者より全て 平成一〇年度四月以降大学・高等専門学校入学者よりこ

っては、一年以上) 大学院で二年以上 (大学院で学位を授与された者にあ

在学すること。

職に就職すること。 ついては特例な事由に該当する場合は五年以内) 修了又は退学後、二年以内 (大学院で受けた奨学金に に免除

免除職に五年以上在職すること。

34

(二) 返還免除の対象となる職 (大学院)

所、研究所、文教施設の教育又は研究の職。 小学校以上の学校もしくは文部科学大臣の指定する試験

(三)返還免除の額

一律一五年(一八〇か月)勤務すれば、全額免除となる。

〈免除額の算出方法〉

特別免除額=貸与額×免除職在職期間の月数/一八〇か月

## 三 特に優れた業績による返還免除(平成一六年度四月以 降の採用者より適用)

て、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定 一部の返還を免除する。 した者には、貸与期間終了の時に、その学資金の全部又は 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であっ

## 奨学金の返還と機関保証

## ①機関保証加入者の返還

用金庫又は労働金庫の預貯金口座から自動的に引き落とす 奨学金の返還をしなければなりません。郵便局・銀行・信 口座振替制度(リレー口座)に加入し、返還していただき 機関保証に加入し協会の保証を受けても、機構に対して

は延滞しても構わないということはありません。 らといって、 機関保証制度に加入したから、保証料を支払っているか 奨学金の返還をしなくても構わない、 あるい

特集・育英奨学事業

②延滞した場合

残元金、利息(第二種のみ)及び延滞金です。 その分を返済します。なお協会が代位弁済をする範囲は、 会に対し、保証債務の弁済(代位弁済)請求をし、 には、機構は保証機関である財団法人日本国際教育支援協 何らかの事情で約束どおりの返還ができなくなった場合

づき、奨学生であった者に対して、代位弁済額を請求します。 代位弁済後においては、協会は機構から得た求償権に基

## ③保証料の返戻

われた保証料の一部をお返しする場合があります。 次の(二)~ (三)のいずれかに該当する場合は、 支払

- (一) 全額繰上返還をして、 が完了となったとき 返還期間が短縮されて、
- (二) 一部繰上返還をして、 が完了となったとき 返還期間が短縮されて、 返還
- (三) 日本学生支援機構の返還免除の適用を受け、 完了となったとき 返還が

〔平成一六年一二月現在〕